

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第100号

平成28年度の相談状況

平成28年度（平成28年4月～29年3月）に、県立消費生活センターに寄せられた相談は2,906件で、前年度（3,082件）に比べて5.7%減少しました。

●相談の多い商品・サービスは「放送・コンテンツ等」と「インターネット通信サービス」

1位は、インターネット等のサイト利用に関するワンクリック請求、架空請求などの「放送・コンテンツ等」540件（うちアダルトサイト216件、出会い系サイト17件）で、前年度（524件）に比べて16件増加しています。

2位の「インターネット通信サービス」は222件で、前年度（202件）に比べて20件増加しました。

●「健康食品」に関する相談が増加

以前多かった「注文していない健康食品が届いた」という相談は少なくなりましたが、「初回無料」や「お試し」という広告を見て申し込んだ健康食品が、実は定期購入だった、という相談が増加しました。定期購入が条件という表示はあるものの目立たなかったり、低価格に目を奪われて見落とししているケースが多く見られます。

●架空請求（身に覚えのない請求）に関する相談が増加

携帯電話やスマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）を使った手口が増加しました。誰もが知っているような大手の事業者名をかたり、身に覚えのない有料動画等の未納料金を請求してくるものです。身に覚えのない有料サイトの未納料金請求メールが届いた時は、「架空請求」を疑い、相手に連絡などせず無視してください。どうしても不安な場合は、事業者に連絡する前に、消費生活センターに相談してください。

アドバイス



- 1、寄せられた相談を見ると、購入条件や契約内容の確認不足がトラブルにつながっていると考えられます。契約内容をよく確認し、もし理解できない時は、その場で契約することは避けましょう。
- 2、困ったときは、すぐに消費生活センターや市町村の窓口にご相談ください。